

平成31年

# 春季全国火災予防運動

期間：3月1日(金)～7日(木)



平成30年度全国統一防火標語

## 「忘れてない？ サイフにスマホに火の確認」

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

### 住宅防火 命を守る 7つのポイント

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンには、防災品を使用する。
- 初期消火用に、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 設置しましたか？ 設置は義務です！ 住宅用火災警報器

過去4年間の住宅火災警報器義務対象住宅の損害状況(平成31年1月21日現在)

	設置	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	合計
損害額(千円)	有	3	12	668	184	867
死傷者数(人)		0	0	0	3	3
損害額(千円)	無	7,895	11,364	11,672	68	30,999
死傷者数(人)		1	4	0	1	6



住宅用火災警報器は火災が発生した時に被害の軽減に非常に有効です!! ※本市の住宅用火災警報器設置率 **71%** (平成30年6月現在)

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、とりカエル。



奏功事例については

宜野湾市 住警器

検索

問合せ：消防本部 予防課 ☎892-1850

## 防災 津波一時避難ビルが増えました

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定締結式



平成30年12月25日(火)、本市と特別養護老人ホーム愛誠園との間で、津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定締結式が行われました。

これで本市の津波一時避難ビルは、24カ所となりました。

津波一時避難ビルにはこの表示板があります▶



特別養護老人ホーム愛誠園 伊佐3-26-8(7階建)

